

平成31年度監査計画（年間監査計画・実施計画）

宗像市監査委員

宗像市監査委員監査執行規程第6条及び第15条の規定に基づき、監査等の実施予定を以下のとおり定める。

1 例月現金出納検査

毎月25日及び26日に前月分の現金の出納を検査する。

2 定期監査

次表のとおり、各月ごとに対象課等、対象事務・対象期間を指定して実施する。

| 実施月 | 対象課等 | 対象事務・対象期間 |
|-----|--|-----------------|
| 4月 | 会計課 図書課 | 平成30年度4月から1月まで |
| 5月 | 文化財課 | 平成30年度4月から2月まで |
| 6月 | 高齢者支援課 | 平成30年度4月から3月まで |
| 7月 | | |
| 8月 | 小学校及び中学校 (玄海中学校、地島小学校、河東西小学校、中央中学校) | 平成30年度4月から3月まで |
| 9月 | 福祉課 契約検査課 | 平成30年度4月から3月まで |
| 10月 | 介護保険課 子ども育成課 | 平成30年度4月から3月まで |
| 11月 | 工事監査（対象工事は未定） | 平成31年度 |
| 12月 | 学校管理課 建設課 | 平成31年度4月から9月まで |
| 1月 | 下水道課 | 平成31年度4月から10月まで |
| 2月 | 水産振興課 農業振興課 | 平成31年度4月から11月まで |
| 3月 | 子ども家庭課 | 平成31年度4月から12月まで |

工事監査は、工事の執行状況に基づき対象を選定、実施するため、実施月を変更する場合があります。

3 財政援助団体等に対する監査

財政援助団体等（公の施設の管理を行わせているものを含む。）及び所管部署の事務に対する監査を11月に実施する。対象事務は平成30年度とする。対象団体等は未定。

4 決算審査・基金の運用状況審査・健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の審査

平成30年度一般会計及び特別会計決算審査、企業会計決算審査、基金の運用状況審査、健全化法に基づく指標等の審査を6月から8月に実施する。

[監査等の実施場所]

監査等は、監査委員事務局、小学校及び中学校、財政援助団体等の所在地、工事監査の対象工事の現地で実施するほか、指定する場所で実施する。

[その他]

当計画で実施を予定する監査等のほか、法令に基づく監査等を実施する場合がある。また、監査等の実施上の都合により、日程、対象課等、対象事務、対象期間、実施場所を変更することがある。